

推察される。

山脇東洋およびその一門の解剖の地

宗 田 一

京都の官医・山脇一門による解剖については、『養寿院家譜』に次の五つが記録されている。

1、宝曆四戊辰年（一七五四）二月、奉願於獄中解男子刑人屍觀臟、著臟志并附録梓行、時五十歳（注：東洋）也、當時所司代酒井讚岐守忠用

2、宝曆八寅年（一七五八）十月再於獄中解男子刑人屍觀臟、時五十四歳（注：東洋）也、當時所司代松平右京大夫輝高

3、明和八辛卯年（一七七二）十二月昨年八月願通相濟候婦人觀臟於獄屋有之（注：東門）

4、安永四乙未年（一七七五）八月 昨年願通相濟於獄屋婦人觀臟有之（注：東門）

5、安永五丙申年（一七七六）三月 又於獄屋男子觀臟有

之(注：東門)

*

右に見られるように、それらの解剖の地は何れも「獄中」または「獄屋」と記されている。また、よく知られているように、東洋の『蔵志』文中には、獄中の庁前に藁席を設けたとある。

これらの史料によつて、従来山脇一門の解剖の地は、六角獄舎の番所前庭と推定されてきた。

ところが、小石元俊が筆録した『玉碎職図遺事並小引』(注：前掲3の記録)には、次のようにある。

「解観之地以獄中鞫問所／官命也 総護衛府医請屍解観者時或有之然率於西郊外郭堤／傍樹竹叢中 蓋其实多出於庁衛私許故不得解之於顯地也 如／山脇氏之拳乃以其家固／大府世祿之臣矧其所請者 東洋先生亦嘗請為之／大府聽允有先例 其事公顯非如他比 是以／官特命以是地云

右に明記されているように、一般に総護衛(京都所司代)医が願ひ出した観臓は、西土手御仕置場の外郭堤の竹藪内で行われることが多かったのに対し、山脇家は「大府世祿の臣」(江戸幕府世襲の臣)で別格扱とされ、六角獄舎へ刑場

から刑屍体を運んで行ったものであることがわかる。しかもそれは、東洋の最初の観臓願が大府(江戸幕府)に出され、総護衛府(京都所司代)から官許された前例によるものという。

*

さらに、右の文によつて山脇家代々の観臓の地の正確な位置は、獄中の鞫問所であることが判明した。

この六角獄舎内の鞫問所については、『京都御役所向大概覚書』にその名が見られない。しかし、似た名称の「囚人御詮議所」の名がある(鞫問は鞫問とも書かれ、罪人を訊問する意)。

ところが、この書の付図の「牢屋絵図」には右の名の建物は見られないのである。もっとも、この絵図には、番所の裏(西側の最端、築地塀寄りの地)に、囚人御詮議所(東西二間、南北四間半)の寸法にまったく一致する「口聞所」という建物がある。恐らくこの位置を山脇家代々の観臓の地と見て誤りないであろう。此処なら、六角獄舎の最右端(西北)に位置し、番所前庭のような獄舎勤務者の往来の妨げにならない。

*

ちなみに、東洋の観臓の場合は、西郊の刑場（西土手御
仕置場）から運んだが、東門の『玉碎臓図』の観臓は、東
郊の刑場（粟口田）から運んでいて、後者の方が獄舎より
遠い距離にある。旃陀羅（処刑の下役）二人が担いで運ん
だとある。

（杏雨書屋）

『解屍編』刊行以前の

河口信任の解剖

川島 恂 二

河口信任著『解屍編』を読むと、京西で屍の解剖を行
った模様を「余手 執レ刀 解レ之」（『解屍編序』）と淡々と順
よく押し進めていったことが書いている。

同一屍体（屍二骸と首一級）で信任と一緒に解剖を行った
原田維祺（尚賢）の手稿「蔵府図志」を読むと「前年（＝明
和六年）於ニ余宅ニ解レ猪詳観レ之与ニ紅毛割割図ニ大同少異」
…「余与ニ道吾一（＝信任）同代ニ屠者ニ手自取レ刀。初自ニ天
突ニ至ニ鳩尾ニ直断割」と、原田は前年猪を解剖してオラン
ダ解剖図（原書なのか、本木良意訳の和蘭全軀内外分合図なのか）
と比較したら大体同じことを知り、今回は初めて人体解剖
をした旨を記している。

河口は初めてとも何とも書いていないが、屠者が恐れて
解けないでいるのに、どんどん手際よく解いていった。即